

別表 業種区分及び取引品名表

業種区分	取引品名	主な取引品目	全省庁統一資格 営業品目
製造			
(1) 機械装置	①軌道モーターカー ンパ ④鉄製トロ トモルタルミキサ 置付)	②架線作業車 ③マルチプルタイタ ⑤スラブ軌道作業車 ⑥アスファル ⑦グラウトポンプ ⑧特種車(軌陸装 置付)	該当なし
(2) 軌道用品	①一般レール		該当なし
	②分岐器	分岐器、中継レール、接着絶縁レール、伸縮継目	
	③レール締結装置	レール締結装置(金物類)、レール締結装置(化成類)、レール締結装置(軌道パット類)	
	④まくらぎ	木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、合成まくらぎ	
	⑤バラストマット	バラストマット	
	⑥道床バラスト	道床バラスト	
(3) 電気用品	(以下鉄道の電気に供するもの。)		該当なし
	①信号機器類	継電連動機、CTC 装置、ATC 地上装置、信号符号送受信機、列車番号表示装置、列車番号送受信機、軌道回路送受信機、電子連動機、ATS 地上装置、自動進路制御装置	
	②変電・電力機器類	交流遮断器(※1、※8)、動力操作断路器(※1、※8)、電力コンデンサ(※1、※8)、電力補償装置(※8)、電力変換器(※8)電鉄用配電盤、変電所集中制御盤、電力ろ波器(※2)、内燃発電機(※3)、タービン発電機(※3)、ガス絶縁開閉装置(※1)、直流開閉装置(※2)、配電用交流電源装置、き電用変圧器、電力変換器用変圧器(※8)、配電用変圧器(※4)、計器用変成器(※1、※8)、避雷器(※1、※8)、排水ポンプ装置(※7)	
③通信機器類	データ伝送送受信装置(※5)、光PCM 搬送装置(※5)、列車無線通信装置、新幹線列車無線通信装置(※5)、通信情報制御監視装置(※5)、旅客案内情報処理装置(※6)		
※1 特別高圧用のものに限る。 ※2 直流電鉄用のものに限る。 ※3 500KVA 以上のものに限る。 ※4 特別高圧用のもので 500KVA 以上のものに限る。 ※5 鉄道専用のものに限る。 ※6 列車運行システムと連動するものに限る。 ※7 青函トンネルのものに限る。 ※8 電鉄変電所等のものに限る。			